

賃貸借契約書

秋田県知事 鈴木 健太（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、
秋田県教育委員会 I T 化システムサーバ機器等賃貸借（以下、「本物件」という。）に関し、次の
とおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、乙が本物件を甲に貸し付け、甲の使用に供することを目的とする。

（契約対象物件）

第2条 本物件の範囲及び設置条件は次のとおりとし、甲の指示する設定内容により乙が責任を
持って行う。

機種及び数量	設置場所	管理担当課
仕様書のとおり	仕様書のとおり	教育庁教職員給与課

（契約期間等）

第3条 本契約による賃貸借期間は令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日までとする。

2 甲は、第 1 項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の
歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、
この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた
損害の賠償を請求することができない。

（賃貸借料等）

第4条 賃貸借期間における賃貸借料は、月額 円（うち消費税及び地方消
費税額 円）とする。

2 賃貸借料、消費税額及び地方消費税額は、令和 8 年 2 月 1 日から起算し、この契約解除
の日までを賃貸借期間として暦の月ごとに計算する。

（費用の負担）

第5条 本物件の設置に必要な費用は、乙の負担とする。

（契約保証金）

第6条 秋田県財務規則の規定による。

(賃貸借料の支払)

第7条 乙は、毎月の賃借料を甲の定める手続きに従って、甲に対し翌月以降に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に乙が指定する金融機関に賃貸借料を支払うものとする。

3 甲の責に帰すべき事由により前項の期間内に賃貸借料を支払えなかつた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額（計算して求めた額の総額が100円未満のものについてはその総額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(本物件の移転等)

第8条 甲の都合により本物件を業務仕様書等に定める場所から移転する必要が生じた場合は、県内に限り乙の承認得たものと見なして、甲の負担により移転をすることができる。

2 乙は、前項の事実を確認するために、甲に関係資料の提示を求めることができる。

3 前各項以外の事由により本物件を移転する費用については、当該事由が甲にある場合は甲が、乙にある場合は乙がそれぞれ負担する。

4 甲は善良な管理者の注意を持って本物件を管理しなければならない。

5 乙は、甲が故意又は重大な過失により本物件を毀損し、乙に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求できる。

(本物件の返還)

第9条 第3条又は第17条の規定に伴う本物件の撤去に要する費用は乙の負担とする。

2 乙は前項の規定により機器等が返還された場合は、磁気記録装置に記録されたデータ等を消去するものとし、その費用は乙の負担とする。

(権利義務の譲渡等)

第10条 甲及び乙は、この契約により生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとする。ただし、事前に書面により相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、第1条の目的業務の全部又は一部の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(事故報告)

第12条 乙は、第1条の目的業務を遂行するうえで、事故等の発生により契約の履行に支

障を生じ、又は生ずると認められるときは、甲に事由を付して報告し速やかに対処するものとする。

(調査等)

第13条 甲は必要と認めるときは、乙に対して本物件の設置業務に係る処理状況について、隨時に、調査し、報告を求め、又は第1条の目的業務の処理について必要な指示を与え、適正な履行を求めることができる。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約に関連して知り得た相手方固有の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者（再委託先がある場合には、再委託先は除く。）に開示及び漏洩しないものとする。

2 甲及び乙は、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示又は通知をするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとする。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、又は開示後秘密情報を受領した当事者（甲又は乙）の責によらずして公知となったもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく受領者が正当に入手したもの
- (3) 開示の時点で既に受領者が保有しているもの
- (4) 開示された秘密によらずして、受領者が独自に開発したもの

3 甲及び乙は、前項における再委託先に対し本目的を遂行する上で知り得る必要のある範囲内で再委託先に秘密情報を開示する場合は、本条に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を課すものとする。

4 甲及び乙は、相手方の秘密情報が不当に使用又は開示されたことを了知した場合は、直ちに相手方に通知することとし、相手方が秘密情報を取り戻し将来の不当な使用又は開示を防止するよう相手方に協力するものとする。

5 本条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

6 甲及び乙は、第3項から第5項において事故が発生したときに、直ちに相手方に報告し、その指示に従わなければならない。また、この事故により損害が発生した場合は、その直接損害について賠償責任を負うものとし、その内容等については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による事業を実施するための個人情報の取り扱いについては別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約解除)

第16条 甲及び乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、書面を

もって通告し、この契約を解除することができる。

(損害賠償の請求)

第17条 乙は本契約の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

2 乙は、乙の責に帰する事由で、本契約に基づく債務を履行しないことにより甲に損害を与えたときは、甲乙にて協議のうえ甲にその賠償をするものとする。

(履行延滞の場合における延納金)

第18条 乙の責めに帰する事由により第3条第2項に規定する設置期限までに本物件を設置できない場合において、甲が履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は延納金を附させて当該履行期限を延長することができる。

2 前項の延納金は賃借料に対して、延長日数に応じ年2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。

(物件の交換又は改造)

第19条 甲は、本物件の交換又は改造を行おうとするときは、あらかじめ文書を持って乙の承諾を得るものとする。ただし、磁気記録装置を除く。

2 前項の交換又は改造を行う場合は、甲の費用で行うものとし、契約内容に変更が生じる場合は、変更契約の締結をおこなうものとする。

(契約不適合責任)

第20条 甲は、乙の実施した業務が契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、業務履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不可能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないで時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの規定による催告をしても履行の追完を受ける見

込みがないことが明らかであるとき。

(契約の費用)

第21条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の解決)

第22条 この契約に定めのない事項又は、この契約について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙が協議して定めるものとする。

(紛争の処理)

第23条 前条の協議によってもなおこの契約の履行につき紛争が解決できない場合は、甲の所在地を管轄する裁判所で紛争を処理することができるものとする。

(信義則)

第24条 甲及び乙は、民法（明治29年法律第89号）第1条第2項に規定する信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙2者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年10月 日

甲 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 鈴木健太

乙

